

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（ネ）第 3292 号、同第 5000 号
事 件 名	福島第一原発事故損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件
判決年月日	令和 6 年 1 月 26 日
判 示 事 項	<p>1 長期評価に基づく福島第一原子力発電所の敷地の高さを超える津波が到来することの予見可能性が認められるか否かにかかわらず、経済産業大臣が福島第一原子力発電所の津波に起因する事故による被害発生防止に関して電気事業法（平成 24 年法律第 47 号による改正前のもの）40 条に基づく規制権限を行使していれば、上記の事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないから、上記規制権限を行使しなかったことを理由として、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うとはいえないとされた事例</p> <p>2 貞観地震と同規模の地震の発生によって福島第一原子力発電所の敷地の高さを超える津波が到来することの予見可能性があったということとはできないとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うとはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	1 及び 2 〈略〉
事案の概要	<p>本件は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波の影響で、福島第一原子力発電所において、放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生し、その放射性物質によってその当時の居住地が汚染され、同居住地から避難せざるを得なかったとする一審原告らが、一審被告 Y 株式会社（以下「一審被告 Y 社」という。）は必要な津波防護対策を怠り、また、経済産業大臣は、一審被告 Y 社に対し、平成 24 年法律第 47 号による改正前の電気事業法に基づき、津波防護対策に向けた規制権限を行使することを怠ったため、本件事故が発生するに至り、一審原告らが損害を被った旨主張して、一審被告 Y 社に対しては、不法行為に基づく損害賠償又は原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づく損害賠償として、一審被告国に対しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償として、それぞれ賠償金等の支払を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	71 卷 3 号